

## 気候変動適応法（平成30年12月1日施行）の概要

### 目的

気候変動適応を推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

### 適応の総合的推進

国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動の適応の推進のため担うべき役割を明確化等

### 情報基盤の整備

適応の情報基盤として国立環境研究所（気候変動適応センター）を位置付け

### 適応の国際展開等

- ・国際協力の推進
- ・事業者等の取組・適応ビジネスの促進

### 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画の策定**の努力義務
- 都道府県及び市町村に、**適応の情報収集・提供等を行う体制**（地域気候変動適応センター）**確保**の努力義務等

## 愛知県の地球温暖化対策（適応策）

平成31年3月27日

愛知県環境部地球温暖化対策課

## 愛知県地球温暖化対策推進条例の制定

地球温暖化対策に関する**県、事業者、県民の責務を明確にし、全ての主体の自主的かつ積極的な取組を促す新たな条例**を制定

**施行日** 平成30年10月19日 ただし、地球温暖化対策計画書制度に係る部分は平成31年4月1日

### 主な内容

- 各主体（県、事業者、県民）の責務
- 知事が定める計画
  - ・地球温暖化対策の推進に関する計画
  - ・気候変動への適応に関する計画
- 取組に関する事項
  - ・事業活動における地球温暖化対策
  - ・日常生活における地球温暖化対策
  - ・その他の地球温暖化対策（**適応策の推進**等）

## 愛知県の地域気候変動適応計画

### あいち地球温暖化防止戦略2030

- 「パリ協定」採等の国内外の社会情勢等の変化を踏まえ、平成30年（2018年）2月に策定
- 計画期間：2030年度
- 温対法に基づく**地方公共団体実行計画（区域施策編）**かつ気候変動適応法に基づく**地域気候変動適応計画**  
⇒適応法施行を受け、平成31年2月22日に法定計画として位置付け
- 緩和策とともに既に実施されている気候変動適応に資する取組（適応策）を整理し、推進体制を提示



## 気候変動適応に資する取組（適応策）

あいち地球温暖化防止戦略2030において、政府適応計画（平成27年11月閣議決定）を基に、適応策の取組を5分野に整理

分野	取組例
【農業・林業・水産業】	・高温耐性品種の導入 ・施設園芸での高温対策技術導入 ・排水機場や排水路等の整備 等
【水環境・水資源】	・河川・湖沼・海域のモニタリングの実施 ・下水処理水・貯留雨水の利用促進 等
【自然生態系】	・地域固有の生態系や希少種の分布の変化を的確に把握するためのモニタリングの実施 等
【自然災害・沿岸域】	・河川における被害の軽減 ・土砂災害危険箇所の施設整備 等
【健康】	・ウェブページでの熱中症の注意喚起、救急搬送状況の掲載 等

5

## 適応法に基づく措置

- 気候変動適応法第12条に基づき、既存の気候変動適応に関する計画である「あいち地球温暖化防止戦略2030」を地域気候変動適応計画として位置付け（平成31年2月22日）
- 気候変動適応法第13条第1項に基づき、環境調査センターに愛知県気候変動適応センターを設置（平成31年3月22日）

## 適応策の推進

### ○ 適応策の推進

将来予測される気候変動の影響に中長期的に適応するため、推進体制を整備しつつ、関係部局と連携しながら、総合的かつ計画的に推進

#### 適応策の推進方針

- ①現在の気候変動の状況とその影響の整理
- ②将来の気候変動とその影響の予測の整理
- ③適応策の体系化
- ④科学的知見の収集と情報共有

#### 推進体制

県地球温暖化対策推進庁内会議  
国・市町村関係会議 等

#### 計画の進行管理

戦略2030フォローアップ会議で、進捗状況の点検・評価や施策の見直し・改善の実施

### ○ 普及啓発

環境イベント・講座・啓発資材等による普及啓発を実施

8